

会員情報の提供の取扱いに関する規則

(平成十七年二月十八日規則第三百号)

改正 平成十九年 三月十五日

同 二十一年 二月十九日

同 二十三年一月一六日

同 二十五年一月一九日

同 二十六年 六月一九日

同 二十六年二月一八日

令和 二年 二月二〇日

同 三年 六月一八日

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が管理する弁護士名簿、弁護士法人名簿、沖縄弁護士名簿、準会員名簿、外国法事務弁護士名簿、外国法事務弁護士法人名簿及び共同法人名簿に記載され、又は記録された弁護士、弁護士法人、特別会員、準会員、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）並びにこれらであった者の情報の提供に関する基本的事

項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会員等 弁護士、弁護士法人、特別会員、準会員、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人をいう。

二 弁護士会等 会員等、弁護士会、弁護士会連合会及び本会の外郭団体その他本会が相当と認める団体をいう。

三 登録等 名簿に登録し、又は掲載することをいう。（弁護士会等でない者への情報提供）

第三条 本会は、弁護士会等でない者から会員等又は会員等であった者の情報の提供の求めがあつたときは、次条及び第五条に規定するところにより、必要と認める事項を提供するものとする。

2 本会は、弁護士会等でない者から法令に基づき会員等又は会員等であった者の情報の提供の求めがあつたときは、前項の規定にかかわらず、本会が必要と認める事項を提供することができる。

3 本会は、特別の事情のあるときは、弁護士会等でない

者に対し、前二項に規定する情報の提供の求めの有無にかかわらず、本会が必要と認める事項を提供することができる。

(同前―会員等の情報)

第四条 本会は、弁護士会等でない者に対し、本会が保有する会員等（弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人を除く。）の情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- 一 氏名
- 二 職務上の氏名を使用している場合には、職務上の氏名
- 三 性別
- 四 事務所（電話番号及びファクシミリ番号を含む。）
- 五 所属弁護士会の名称
- 六 登録等の番号
- 七 登録等の年月日
- 八 登録等の取消しがなされたことがある場合には、登録等の取消しの年月日及びその事由
- 九 業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止の期間中である場合には、業務停止の期間の始期及び終期
- 十 弁護士、特別会員、準会員又は外国法事務弁護士の

- 3 -

別

- 十一 外国法事務弁護士の場合はその原資格国の国名
- 十二 特定外国法の指定を受けた外国法事務弁護士の場合はその指定法の名称
- 2 本会は、弁護士会等でない者に対し、本会が保有する弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人の情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。
- 一 名称並びに主たる法律事務所又は事務所の名称及び所在場所
- 二 主たる法律事務所又は事務所の電話番号及びファクシミリ番号
- 三 従たる法律事務所又は事務所があるときはその名称及び所在場所
- 四 従たる法律事務所又は事務所があるときはその電話番号及びファクシミリ番号
- 五 所属弁護士会の名称
- 六 届出番号
- 七 社員及び使用人である会員等の前項に掲げる事項
- 八 成立の年月日
- 九 業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中である場合には、業務停止期間の始期及び終期

- 4 -

(同前―会員等であった者の情報)

第五条 本会は、弁護士会等でない者に対し、会員等であった者(弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人であった者を除く。)の情報について、次に掲げる事項を提供することができる。

- 一 その者が会員等でない旨
- 二 その者が会員等であったときの前条第一項第一号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる事項

2 本会は、弁護士会等でない者に対し、弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人であった者の情報について、次に掲げる事項を提供することができる。

- 一 その者が弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人でない旨
- 二 その者が弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人であったときの前条第二項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 解散、清算結了の登記及び退会の年月日

(弁護士会等への情報提供)

第六条 本会は、弁護士会等に対し、前二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を提供することができる。

- 5 -

- 一 その者が会員等であるときはその資格の内容
- 二 その者が司法修習を終えた者であるときはその修習の期

(弁護士会への情報提供)

第七条 本会は、弁護士会に対し、前三条に規定する事項のほか、その弁護士会に所属する会員等に関する情報(会員等であった者に関する情報を含む。)については、本会が保有する全ての事項を提供することができる。

2 本会は、弁護士会に対し、その弁護士会に所属する会員等でない会員等に関する情報については、本会が特に必要と認める場合に限り、前三条に規定する事項のほか、本会が保有する事項の全部又は一部を提供することができる。

(情報提供の方法)

第八条 本会は、弁護士会等でない者に対し、会員等の情報を次に掲げる方法により提供するものとする。ただし、会員等であった者の情報は、第三号から第五号までに掲げる方法により提供する。

- 一 機関雑誌の発行
- 二 インターネット上に開設した本会のホームページ(会員専用のもを除く。)への掲載

- 6 -

- 三 電話、ファクシミリ、電子メール、郵便その他の方法による通信
- 四 本会の事務所における文書の交付
- 五 その他本会が相当と認める方法
- 2 本会は、前項のほか、弁護士会等に対して会員等の情報を提供するときは、次に掲げる方法によることができる。
 - 一 インターネット上に開設した本会の会員専用ホームページへの掲載
 - 二 本会が必要と認める場合は会員等の情報を記録したフロッピーディスクその他の媒体の交付
- 3 第四条第一項及び第六条の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号並びに前項第一号に規定する方法により会員の情報を提供する場合で、会員が職務上の氏名を使用しているときは、第四条第一項第一号の氏名の情報は提供しないものとする。ただし、当該会員が第四条第一項第一号の氏名の情報の提供を希望し、かつ、弁護士情報提供制度に関する規則（規則第百十九号）第六条第一項第一号についても氏名の情報の提供を希望している場合は、この限りでない。
- 4 第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七条第二

- 7 -

項の規定にかかわらず、第一項及び第二項に規定する方法により会員等（弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人を除く。）の情報又は会員等であった者（弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人であった者を除く。）の情報を提供する場合で、第四条第一項第三号の性別の情報について、当該会員等が心理的に持続的な確信を持つ性別（以下「他の性別」という。）の情報の提供を希望し、かつ、弁護士情報提供制度に関する規則（規則第百十九号）第四条第一項第四号についても他の性別の情報の提供を希望する場合において、本会が相当と認めたときは、他の性別の情報を提供するものとする。

5 前項に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第四条第二項第一号及び第三号並びに第七条第二項の改正規定は、理事会の承認があつた日（平成十九年三月十五日）から施行する。

附 則（平成二一年二月一九日規則第一四〇号）

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規

- 8 -

則の整備等に関する規則 第四条、第五条、
第八条改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

附 則（平成二十三年一月一六日改正）

第八条第四項及び第五項（新設）の改正規定は、平成二十三年十一月十六日から施行する。

附 則（平成二十五年一月一九日改正）

第四条第一項第八号から第十二号までの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一九日改正）

第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に關
する規則 第一条、第二条、第四条、第五
条、第八条改正）

- 9 -

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。ただし、第二十一条の規定による改正後の会員情報の提供の取扱いに関する規則第五条第一項（各号列記以外の部分を除く。）の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平成二十七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和二年二月二〇日改正）

第八条第一項第一号の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規
則の整備に関する規則 第一条、第二条、
第四条、第五条、第八条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日か

ら
施
行
)